

製造業における外国人材の受入れについて

平成31年3月

分野別運用方針の概要（製造業）

分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項		
	見込み数 (5年間の最大数)	技能試験	日本語試験	従事する仕事 (主なもの)	受入れ機関等へ 特に課す条件等	雇用形態
素形材産業	21,500人	製造分野 特定技能1号 評価試験(仮) 【新設】	①日本語能力 判定テスト (仮) もしくは ②日本語能力 試験(N4以 上)	鑄造, 鍛造, 金属プレス等	「製造業外国人材 受入れ協議・連絡 会(仮)」に参加し, 情報の把握・分析 等に協力すること 等	直接
産業機械 製造業	5,250人			金属プレス, 溶接, プラスチック 成形等		
電気・ 電子情報 関連産業	4,700人			電子機器組立て, プラスチック成形, 溶接等		

(※)技能実習2号を修了した者については、必要な技能と日本語能力の各水準を満たしているものとして、技能試験及び日本語能力試験が免除となります。 ※基本方針内に規定

(参考) 外国人材の受入れに向けて製造業の3業種における「分野別運用方針」を閣議決定しました

<http://www.meti.go.jp/press/2018/12/20181225011/20181225011.html>

製造 3 業種の受入れ産業分類（日本標準産業分類にもとづく）

素形材産業		産業機械製造業		電気・電子情報関連産業	
2194	鋳型製造業（中子を含む）	2422	機械刃物製造業	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
225	鉄素形材製造業	248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	29	電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）
235	非鉄金属素形材製造業	25	はん用機械器具製造業（ただし、2591 消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）	30	情報通信機械器具製造業
2424	作業工具製造業	26	生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く）		
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）	270	管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）		
245	金属素形材製品製造業	271	事務用機械器具製造業		
2465	金属熱処理業	272	サービス用・娯楽用機械器具製造業		
2534	工業窯炉製造業	273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業		
2592	弁・同附属品製造業	275	光学機械器具・レンズ製造業		
2651	鋳造装置製造業				
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業				
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）				
3295	工業用模型製造業				

今年4月からの外国人材受入れ方針（製造業）

3～5年の技能実習

新制度（通算で最大5年）

〔技能実習〕

＜在留資格：技能実習＞

〔就労資格〕

＜在留資格：特定技能1号＞

〔就労資格〕

＜特定技能2号＞

期間

海外で実施

新試験合格者

（技能試験＋日本語能力試験）

技能実習（2号）修了者

（必要な技能水準＋日本語能力水準を満たしているものとして、新試験の免除）

※特定技能1号による滞在中に一定の試験に合格するなどにより

高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認める

（在留期間の上限なし、家族帯同可）

技能実習2号移行対象職種
全80職種
（うち、製造は約50職種）

技能実習2号移行対象職種の追加
（将来）

（新制度の製造3分野）

- ◎素形材産業
- ◎産業機械製造業
- ◎電気・電子情報関連産業

特定技能外国人を受け入れるには（技能実習からの移行）

貴社は製造3分野で掲げられた産業分類にあてはまるか？

Yes

技能実習生が現在行っている
& 受入れ後行う作業・職種は対象業務か？

Yes

技能実習2号修了生と雇用契約締結

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

Yes

No

自社で支援

登録支援機関に支援業務を委託

※登録支援機関に支援業務を委託することも可能

在留資格（特定技能1号）の申請（必要書類等を提出）

No

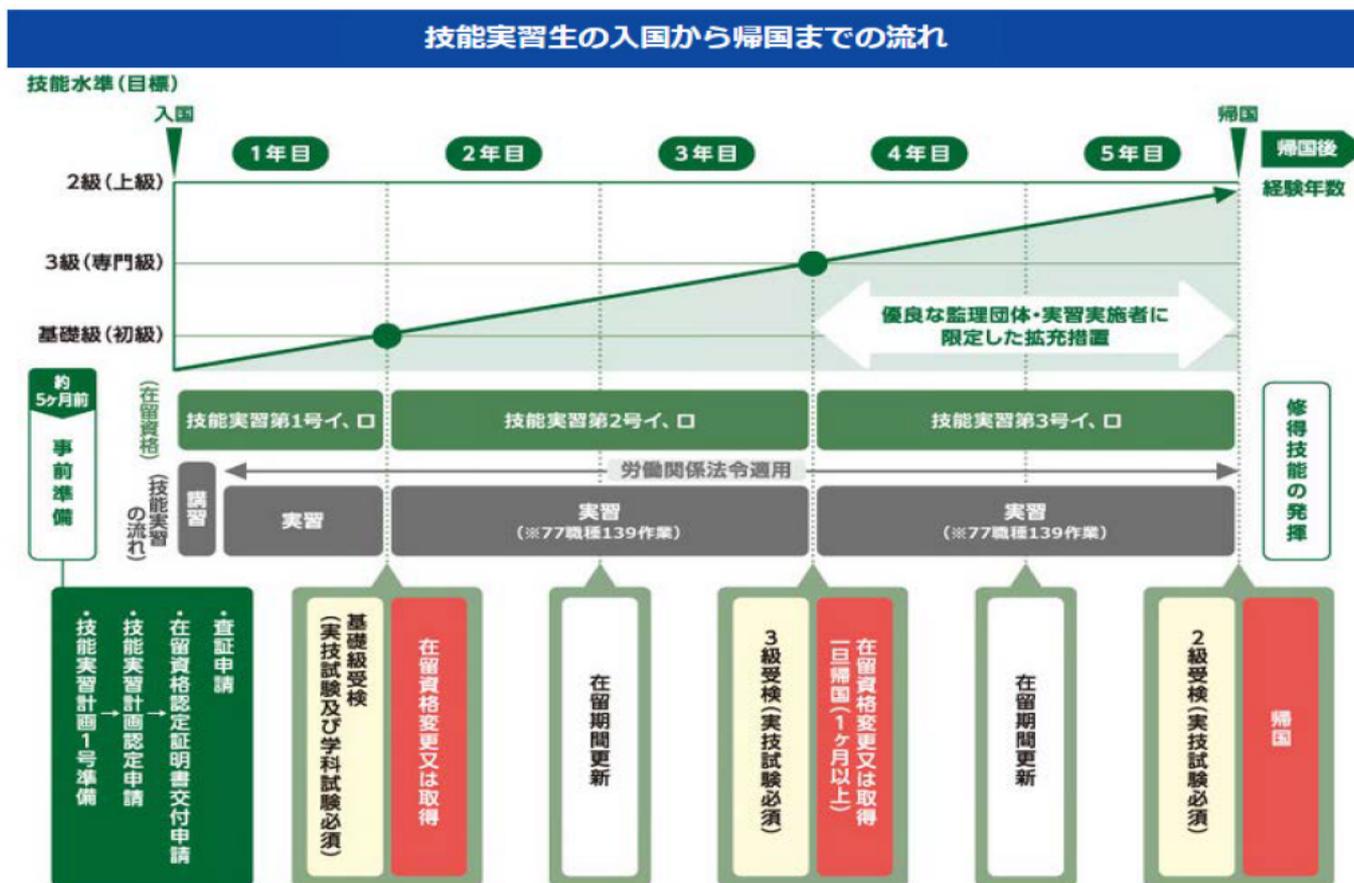
今回の新制度は活用できません。
業界としての検討が必要です。

※申請に合わせて経済産業省の組織する協議・連絡会（製造業外国人材受入れ協議・連絡会）に参加（特定技能外国人を受け入れる企業は参加必須）

製造業外国人材受入れ協議・連絡会：外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、優良事例の周知、課題の把握並びに対応方策の検討等を行う

(参考) 技能実習制度の概要

- **製造業の技能実習生は約16万人**。製造分野の関連職種は80職種中、50職種程度。**技能検定の目標は、技能実習の3年目修了時に3級合格**、さらに5年目修了時に2級合格することとなり、**技能実習修了後は、帰国し、技能移転**を行うこととなっている。
- これに対して、製造業関係者からは、**一定の専門性・技能を有する外国人材の受入れを積極的に進めていくべきとの声**があった。



(図) JITCO HPより引用

技能実習 2号移行対象職種と特定技能 1号における分野との関係性について

1 農業関係(2職種6作業)

職種名	作業名	分野
耕種農業	施設園芸	農業
	畑作・野菜	
	果樹	
畜産農業	養豚	
	養鶏	
	酪農	

2 漁業関係(2職種9作業)

職種名	作業名	分野
漁船漁業	かつお一本釣り漁業	漁業
	延縄漁業	
	いか釣り漁業	
	まき網漁業	
	ひき網漁業	
	刺し網漁業	
	定置網漁業	
	かに・えびかご漁業	
	ほたてがい・まがき養殖	
養殖業		

3 建設関係(22職種33作業)

職種名	作業名	分野
さく井	パーカッション式さく井工事	
	ロータリー式さく井工事	
建築板金	ダクト板金	
	内外装板金	
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工	建設
建具製作	木製建具手加工	
建築大工	大工工事	
型枠施工	型枠工事	
鉄筋施工	鉄筋組立て	
とび	とび	
石材施工	石材加工	
石張り	石張り	
タイル張り	タイル張り	
かわらぶき	かわらぶき	
左官	左官	建設
配管	建築配管	
熱絶縁施工	保温保冷工事	建設
	ブラチック系床仕上げ工事	
	カーベット系床仕上げ工事	
	カーテン工事	
内装仕上げ施工	鋼製下地工事	建設
	ボード仕上げ工事	
サッシ施工	ビル用サッシ施行	建設
防水施工	シーリング防水工事	
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事	
ウエルポイント施工	ウエルポイント工事	
表装	壁装	建設
	押土・整地	
建設機械施工	積込み	建設
	掘削	
	締固め	
築炉	築炉	

4 食品製造関係(11職種16作業)

職種名	作業名	分野
缶詰巻締	缶詰巻締	飲食料品製造業
	食鳥処理加工	
加熱性水産加工	節類製造	
	加熱乾製品製造	
	調味加工品製造	
食品製造業	くん製品製造	
	塩蔵品製造	
非加熱性水産加工	乾製品製造	
	発酵食品製造	
食品製造業	かまぼこ製品製造	
	牛豚部分肉処理加工	
牛豚部分肉処理加工	牛豚部分肉製造	
	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造	
	パン製造	
パン製造	パン製造	
	そう菜製造業	
そう菜製造業	そう菜加工	
	農産物漬物製造業	
農産物漬物製造業	農産物漬物製造	
	医療・福祉施設給食製造	外食業

5 繊維・衣服関係(13職種22作業)

職種名	作業名	分野
紡績運転	前紡工程	
	静紡工程	
	巻糸工程	
	合ねん糸工程	
織布運転	準備工程	
	製織工程	
	仕上工程	
	糸浸染	
染色	繊維・ニット浸染	
	靴下製造	
ニット製品製造	丸編みニット製造	
	たて編ニット製造	
たて編ニット生地製造	たて編ニット製造	
	婦人子供服製造	
紳士服製造	紳士既製服製造	
	下着類製造	
寝具製作	寝具製作	
	織じゅうたん製造	
カーペット製造	タフテッドカーペット製造	
	ニードルパンチカーペット製造	
帆布製品製造	帆布製品製造	
	ワイシャツ製造	
座席シート縫製	自動車シート縫製	

6 機械・金属関係(15職種29作業)

職種名	作業名	分野
鋳造	鋳鉄鑄物鑄造	産業機械製造業
	非鉄金属鑄物鑄造	
鍛造	ハンマ型鍛造	
	プレス型鍛造	
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト	
	コールドチャンパダイカスト	
機械加工	普通旋盤	
	フライス盤	
	数値制御旋盤	
	マシニングセンタ	

6 機械・金属関係(続き)

職種名	作業名	分野
金属プレス加工	金属プレス	素形材産業
	構造物鉄工	
工場板金	機械板金	
	電気めっき	
めっき	溶融亜鉛めっき	
	陽極酸化処理	
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理	
	治工具仕上げ	
仕上げ	金型仕上げ	
	機械組立仕上げ	
機械検査	機械検査	
	機械保全	
電子機器組立て	電子機器組立て	
	回転電気組立て	
電気機器組立て	変圧器組立て	
	配電盤・制御盤組立て	
	開閉制御器具組立て	
	回転電気巻線製作	
プリント配線板製造	プリント配線板設計	
	プリント配線板製造	

7 その他(14職種26作業)

職種名	作業名	分野
家具製作	家具手加工	
印刷	オフセット印刷	
製本	製本	
プラスチック成形	圧縮成形	産業機械
	射出成形	
	インフレーション成形	
強化プラスチック成形	ブロー成形	素形材産業
	手積み積層成形	
塗装	建築塗装	産業機械製造業
	金属塗装	
	鋼橋塗装	
	噴霧塗装	
溶接	手溶接	素形材産業
	半自動溶接	
工業包装	工業包装	情報関連産業
	印刷箱打抜き	
紙器・段ボール箱製造	印刷箱製箱	情報関連産業
	貼箱製造	
陶磁器工業製品製造	段ボール箱製造	情報関連産業
	機械ろくろ成形	
自動車整備	圧力鑄込み成形	素形材産業
	パッド印刷	
自動車整備	自動車整備	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング	
介護	介護	介護
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	

○ 社内検定型の職種・作業(1職種3作業)

職種名	作業名	分野
空港グランドハンドリング	航空機地上支援	航空
	航空貨物取扱	
	客室清掃	

技能実習から特定技能 1 号への移行対象一覧(製造 3 分野)

職種名	作業名	分野		
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造	素形材産業	産業機械製造業	
	非鉄金属鋳物鋳造			
鍛造	ハンマ型鍛造			
	プレス型鍛造			
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト			
	コールドチャンバダイカスト			
機械加工	普通旋盤			
	フライス盤			
	数値制御旋盤			
	マシニングセンタ			
金属プレス加工	金属プレス			
鉄工	構造物鉄工			
工場板金	機械板金			
めっき	電気めっき	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子 情報関連産業
	溶融亜鉛めっき			
アルミニウム陽極酸化処理	陽極酸化処理			
仕上げ	治工具仕上げ			
	金型仕上げ			
	機械組立仕上げ			
機械検査	機械検査			
機械保全	機械系保全			
電子機器組立て	電子機器組立て			
電気機器組立て	回転電機組立て			
	変圧器組立て			
	配電盤・制御盤組立て			
	開閉制御器具組立て			
	回転電機巻線製作			
プリント配線板製造	プリント配線板設計	素形材産業	産業機械製造業	電気・電子 情報関連産業
	プリント配線板製造			
プラスチック成形	圧縮成形			
	射出成形			
	インフレーション成形			
	ブロー成形			
塗装	建築塗装			
	金属塗装			
	鋼橋塗装			
	噴霧塗装			
溶接	手溶接			
	半自動溶接			
工業包装	工業包装			

特定技能外国人を受け入れるには（新試験ルート）（案）

詳細が決まり次第お知らせします。

日本語試験：①日本語能力判定テスト（仮）もしくは②日本語能力試験（N4以上）

技能試験：製造分野特定技能1号評価試験(仮)

実施予定国：ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイ

試験言語：主に現地語を予定

実施方法：学科試験及び実技試験

試験区分：19試験区分（鋳造、鍛造、ダイカスト、機械加工、金属プレス加工、鉄工、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、プラスチック成形、塗装、溶接、工業包装）

貴社は製造3分野で掲げられた産業分類にあてはまるか？
受入れ外国人が行う業務と試験合格区分が対象業務と一致しているか？

今回の新制度は活用できません。業界としての検討が必要です。

日本語試験及び技能試験の合格者と雇用契約締結

以下、技能実習からの移行と同様です。

自社が支援計画の適正な実施を確保するための基準を満たしているか？

(参考) 製造3業種で実施する19試験区分

- 鋳造
- 鍛造
- ダイカスト
- 機械加工
- 金属プレス加工
- 鉄工
- 工場板金
- めっき
- アルミニウム陽極酸化処理
- 仕上げ
- 機械検査
- 機械保全
- 電子機器組立て
- 電気機器組立て
- プリント配線板製造
- プラスチック成形
- 塗装
- 溶接
- 工業包装

製造業外国人材受入れ協議・連絡会（仮称）

- 特定技能外国人を受入れる機関は必ず加入する必要があります。
- 本協議・連絡会は、経済産業省が組織する協議・連絡会です。
- 目的
特定技能外国人の適正な受入れ及び外国人の保護に有用な情報を共有し、優良事例の周知、課題の把握並びに対応方策の検討等を行います。
- 例えば、特定技能外国人が受入れ機関での活躍する優良事例の展開・共有や、各都道府県での特定技能外国人の受入れ状況などの情報提供
特定技能外国人の受入れにおいて、発生した課題に関する可能な限りの情報提供・対応の検討などを予定しています。

お問い合わせ先

(本発表資料のお問い合わせ先)

- 製造産業局 総務課 電話：03-3501-1689

(素形材産業について)

- 製造産業局 素形材産業室 電話：03-3501-1063

(産業機械製造業について)

- 製造産業局 産業機械課 電話：03-3501-1691

(電気・電子情報関連産業について)

- 商務情報政策局 情報産業課 電話：03-3501-6944

(webページ)



http://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/gaikokujinzai/index.html

素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

- 改正入管法及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に基づき策定された14の「分野別運用方針」の一つ（平成30年12月25日閣議決定）。

1 特定産業分野

素形材産業

2 人材不足の状況

(1) 特定技能外国人受け入れの趣旨・目的

(2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等

- ・ 企業や業界による生産現場の改善の徹底、人材育成の継続的な取組
- ・ 政府による設備投資・IT導入等による支援策
→労働生産性は年平均2%向上（2012～2016、推計値）
- ・ 女性・高齢者にも働きやすい現場環境の改善・優良事例紹介
→女性・高齢者比率は25%⇒27%へ（2012～2017、推計値）

(3) 受け入れの必要性（人手不足状況判断）

- ・ 人手不足数3万人（2017、推計値）
- ・ 5年後には6.2万人の人手不足見込み
- ・ 関連職種の有効求人倍率は2.83倍（鋳造、鍛造、金属プレス等）
- ・ 地域毎の人手不足状況が異なることに留意が必要

(4) 受入れ見込み数

- ・ 5年で21,500人（上限値）

4 在留資格認定証明書の交付の停止／再開

- (1) 経済産業大臣は、有効求人倍率等の公式統計等の客観的指標を踏まえ、人手不足状況の変化に応じ、運用方針の見直しを検討・発議。受入れ上限を超えることが見込まれる場合は、法務大臣に対し受入れ停止措置を求める。
- (2) 受入れ停止後に、再び人材確保の必要性が生じた場合、経済産業大臣は法務大臣に対し受入れ再開措置を求める。

5 その他制度の運用に関する重要事項

(1) 外国人が従事する業務（※3（1）技能水準と同じ13区分）

- ・ ①鋳造、②鍛造、③ダイカスト、④機械加工、⑤金属プレス加工、⑥工場板金、⑦めっき、⑧アルミニウム陽極酸化処理、⑨仕上げ、⑩機械検査、⑪機械保全、⑫塗装、⑬溶接

(2) 特定技能所属機関（受入れ企業）に特に課す条件

- ・ 経済産業省が設置する「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」の構成員になること
- ・ 協議会が行う資料要求、現地調査等に対し必要な協力を行うこと

3 求められる人材の基準

以下の（1）技能試験 + （2）日本語試験の試験に合格した者 または 素形材産業分野の第2号技能実習を修了した者を受入れる

(1) 技能水準（試験区分）

- ・ 素形材産業は、以下の13区分の試験を実施
①鋳造、②鍛造、③ダイカスト、④機械加工、⑤金属プレス加工、⑥工場板金、⑦めっき、⑧アルミニウム陽極酸化処理、⑨仕上げ、⑩機械検査、⑪機械保全、⑫塗装、⑬溶接
- ※ 各区分の試験内容は、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業と共通（製造分野特定技能1号評価試験（仮称）として実施予定）

(2) 日本語能力水準

- ・ 国際交流基金が行う「日本語能力判定テスト（仮称）」または「日本語能力試験（N4以上）」に合格

(3) 雇用形態

- ・ 直接雇用のみ（派遣形態は認めない）

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

- ・ 治安上の問題となり得る事項を把握した場合、制度関係機関と共有。深刻な影響が生じる恐れがある場合、制度関係機関とともに、必要な措置を講じる。

(5) 大都市等の特定地域に過度に集中して就労しないための措置

- ・ 取組に地域差が生じないよう、制度趣旨、情報、優良事例を経済産業省が全国周知。地域別・職種別の有効求人倍率等で地方における人手不足を把握し的確に対応

「素形材産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の概要

- 「運用方針」の細目的事項に関する文書（平成30年12月25日 法務省、警察庁、外務省、厚労省、経産省決定）。

第1 素形材産業分野で認められる人材基準に関する事項

1. 技能水準・評価方法等

以下の技能試験＋日本語試験の試験に合格した者 または 素形材産業分野の第2号技能実習を修了した者を受け入れる

(1) 技能水準・評価方法

(技能水準)

- ・ 監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であること／一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者であることを認定。

(評価方法（試験の詳細））

- ・ 試験言語：主に現地語を予定
- ・ 実施主体：経産省が選定した民間事業者
- ・ 実施方法：学科 ＋ 実技
- ・ 実施回数：年1回、国外（必要に応じて国内も検討）
※ ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイでの実施を予定
- ・ 開始時期：平成31年度内を予定

(2) 試験の適正な実施を担保する方法

- ・ ① 試験実施に必要な設備を備え、② 国外複数国で試験実施能力があり、③ 替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる団体に業務委託することで適正な実施を担保。

(3) 国内試験の対象者

- ・ 国外試験が基本であるが、今後、国内で試験を実施することになった場合でも、以下の者は受験資格を認めない
- ① 退学・除籍処分となった留学生、② 失踪した技能実習生
- ③ 特定活動（難民認定申請）で在留する者、④ 技能実習中の実習生

2. 日本語能力水準・評価方法等

素形材を含む全14業種が共通して、外務省が行う以下の試験を採用予定

(1) 「日本語能力判定テスト（仮称）」

- ・ （独）国際交流基金が2019年秋以降に、国外で実施予定（コンピュータベーステスト（CBT）、おおむね年6回、9カ国）

(2) 日本語能力試験（N4以上）

- ・ （独）国際交流基金、日本国際教育支援協会が国内外で実施（マークシート、世界80カ国、239地域）

第2 在留資格認定証明書の交付の停止／再開に関する事項

1. 人手不足状況の変化の把握方法

- ・ （1）特定技能外国人の在留者数（3か月に1回法務省→経産省に提供）、（2）有効求人倍率、（3）有効求人数及び有効求職数、（4）企業等への調査、（5）「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」による状況把握 等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- ・ 変化が生じた場合、状況を把握・分析した上で、人材確保の必要性を再検討し、運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
- ・ 5年間の受入れ見込数（上限）超過が見込まれる場合、法務大臣に受入れ停止を求め。

第3 その他制度の運用に関する重要事項

1. 従事する業務

- ・ 分野別運用方針の3.（1）技能試験に合格 または 素形材産業分野の第2号技能実習を修了することで確認された技能を要する業務
- ・ 当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（鋳造の例：加工品の切削・ばり取り・検査業務、型の保守管理等）を付随的に行うことは差し支えない。
- ・ 受入れ企業が行う業務が以下に示す日本標準産業分類に該当していること

2194 鋳型製造業(中子を含む)、225 鉄素形材製造業、235 非鉄金属素形材製造業、2424 作業工具製造業、2431 配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）、245 金属素形材製品製造業、2465 金属熱処理業、2534 工業窯炉製造業、2592 弁・同附属品製造業、2651 鋳造装置製造業、2691 金属用金型・同部分品・附属品製造業、2692 非金属用金型・同部分品・附属品製造業、2929 その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）、3295 工業用模型製造業

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

- ・ 別表のとおり

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

(1) 製造業外国人材受入れ協議会（仮称）

- ・ 経済産業省が（受入れ企業）や業界団体等で構成される「協議会」を組織。
- ・ 構成員相互の連絡や有効な情報の共有等を行う。

(2) 人権侵害等への対応

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置（省略）

産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

- 改正入管法及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に基づき策定された14の「分野別運用方針」の一つ（平成30年12月25日閣議決定）。

1 特定産業分野

産業機械製造業

2 人材不足の状況

- (1) 特定技能外国人受け入れの趣旨・目的
- (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - ・ 企業自身による工場のデジタル化、AI・IoTによるプロセス革新
 - ・ 政府による設備投資・IT導入等による支援策
→労働生産性は年平均2%向上（2012～2016、推計値）
 - ・ 女性・高齢者活躍に向けたIT活用・制度整備・優良事例紹介
→女性・高齢者比率は30%⇒34%へ（2012～2017、推計値）
- (3) 受け入れの必要性（人手不足状況判断）
 - ・ 未充足求人数1.2万人（2017、推計値）
 - ・ 5年後には7.5万人の人手不足見込み
 - ・ 関連職種の有効求人倍率は2.89倍（金属プレス、溶接等）
 - ・ 地域毎の人手不足状況が異なることに留意が必要
- (4) 受入れ見込み数
 - ・ 5年で5250人（上限値）

3 求められる人材の基準

以下の（1）技能試験 + （2）日本語試験の試験に合格した者 または 産業機械製造業分野の第2号技能実習を修了した者を受入れる

(1) 技能水準（試験区分）

- ・ 産業機械製造業は、以下の18区分の試験を実施
 - ① 鋳造、② 鍛造、③ ダイカスト、④ 機械加工、⑤ 金属プレス加工、⑥ 鉄工、⑦ 工場板金、⑧ めっき、⑨ 仕上げ、⑩ 機械検査、⑪ 機械保全、⑫ 電子機器組立て、⑬ 電気機器組立て、⑭ プリント配線板製造、⑮ プラスチック成形、⑯ 塗装、⑰ 溶接、⑱ 工業包装
- ※ 各区分の試験内容は、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、素形材産業と共通（製造分野特定技能1号評価試験（仮称）として実施予定）

(2) 日本語能力水準

- ・ 国際交流基金が行う「日本語能力判定テスト（仮称）」または「日本語能力試験（N4以上）」に合格

4 在留資格認定証明書の交付の停止／再開

- (1) 経済産業大臣は、有効求人倍率等の公式統計等の客観的指標を踏まえ、人手不足状況の変化に応じ、運用方針の見直しを検討・発議。受入れ上限を超えることが見込まれる場合は、法務大臣に対し受入れ停止措置を求める。
- (2) 受入れ停止後に、再び人材確保の必要性が生じた場合、経済産業大臣は法務大臣に対し受入れ再開措置を求める。

5 その他制度の運用に関する重要事項

- (1) 外国人が従事する業務（※3（1）技能水準と同じ18区分）
 - ・ ① 鋳造、② 鍛造、③ ダイカスト、④ 機械加工、⑤ 金属プレス加工、⑥ 鉄工、⑦ 工場板金、⑧ めっき、⑨ 仕上げ、⑩ 機械検査、⑪ 機械保全、⑫ 電子機器組立て、⑬ 電気機器組立て、⑭ プリント配線板製造、⑮ プラスチック成形、⑯ 塗装、⑰ 溶接、⑱ 工業包装
- (2) 特定技能所属機関（受入れ企業）に特に課す条件
 - ・ 経済産業省が設置する「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」の構成員になること
 - ・ 協議会が行う資料要求、現地調査等に対し必要な協力を行うこと

(3) 雇用形態

- ・ 直接雇用のみ（派遣形態は認めない）

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

- ・ 治安上の問題となり得る事項を把握した場合、制度関係機関と共有。深刻な影響が生じる恐れがある場合、制度関係機関とともに、必要な措置を講じる。

(5) 大都市等の特定地域に過度に集中して就労しないための措置

- ・ 取組に地域差が生じないよう、制度趣旨、情報、優良事例を経済産業省が全国周知。地域別・職種別の有効求人倍率等で地方における人手不足を把握し的確に対応

「産業機械製造業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の概要

- 「運用方針」の細目的事項に関する文書（平成30年12月25日 法務省、警察庁、外務省、厚労省、経産省決定）。

第1 産業機械製造業分野で認められる人材基準に関する事項

1. 技能水準・評価方法等

以下の技能試験＋日本語試験の試験に合格した者 または 産業機械製造業分野の第2号技能実習を修了した者を受け入れる

（1）技能水準・評価方法

（技能水準）

- ・ 監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であること／一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者であることを認定。

（評価方法（試験の詳細））

- ・ 試験言語：主に現地語を予定
- ・ 実施主体：経産省が選定した民間事業者
- ・ 実施方法：学科＋実技
- ・ 実施回数：年1回、国外（必要に応じて国内も検討）
※ ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイでの実施を予定
- ・ 開始時期：平成31年度内を予定

（2）試験の適正な実施を担保する方法

- ・ ① 試験実施に必要な設備を備え、② 国外複数国で試験実施能力があり、③ 替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる団体に業務委託することで適正な実施を担保。

（3）国内試験の対象者

- ・ 国外試験が基本であるが、今後、国内で試験を実施することになった場合でも、以下の者は受験資格を認めない
- ① 退学・除籍処分となった留学生、② 失踪した技能実習生
- ③ 特定活動（難民認定申請）で在留する者、④ 技能実習中の実習生

2. 日本語能力水準・評価方法等

産業機械を含む全14業種が共通して、外務省が行う以下の試験を採用予定

（1）「日本語能力判定テスト（仮称）」

- ・ （独）国際交流基金が2019年秋以降に、国外で実施予定（コンピュータベーストテスト（CBT）、おおむね年6回、9カ国）

（2）日本語能力試験（N4以上）

- ・ （独）国際交流基金、日本国際教育支援協会が国内外で実施（マークシート、世界80カ国、239地域）

第2 在留資格認定証明書の交付の停止／再開に関する事項

1. 人手不足状況の変化の把握方法

- ・ （1）特定技能外国人の在留者数（3か月に1回法務省→経産省に提供）、（2）有効求人倍率、（3）未充足求人数、（4）企業等への調査、（5）「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」による状況把握 等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- ・ 変化が生じた場合、状況を把握・分析した上で、人材確保の必要性を再検討し、運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
- ・ 5年間の受入れ見込数（上限）超過が見込まれる場合、法務大臣に受入れ停止を求め。

第3 その他制度の運用に関する重要事項

1. 従事する業務

- ・ 分野別運用方針の3.（1）技能試験に合格 または 産業機械製造業分野の第2号技能実習を修了することで確認された技能を要する業務
- ・ 当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（金属プレスの例：材料・製品の運搬、加工品の切削・ばり取り・検査業務等）を付随的に行うことは差し支えない。
- ・ 受入れ企業が行う業務が以下に示す日本標準産業分類に該当していること

2422 機械刃物製造業、248 ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業、25 はん用機械器具製造業（ただし、2591 消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く。）、26 生産用機械器具製造業（ただし、素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く。）、27 業務用機械器具製造業（ただし、以下に掲げられた業種に限る。）、270 管理、補助的経済活動を行う事業所（27業務用機械器具製造業）、271 事務用機械器具製造業、272 サービス用・娯楽用機械器具製造業、273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、275 光学機械器具・レンズ製造業

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

- ・ 別表のとおり

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）製造業外国人材受入れ協議会（仮称）

- ・ 経済産業省が（受入れ企業）や業界団体等で構成される「協議会」を組織。
- ・ 構成員相互の連絡や有効な情報の共有等を行う。

（2）人権侵害等への対応

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置（省略）

電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針の概要

- 改正入管法及び「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」に基づき策定された14の「分野別運用方針」の一つ（平成30年12月25日閣議決定）。

1 特定産業分野

電気・電子情報関連産業

2 人材不足の状況

- (1) 特定技能外国人受け入れの趣旨・目的
- (2) 生産性向上や国内人材確保のための取組等
 - ・ 企業自身による工場のデジタル化、AI・IoTによるプロセス革新
 - ・ 政府による設備投資・IT導入等による支援策
→労働生産性は年平均2%向上（2012～2016、推計値）
 - ・ 女性・高齢者活躍に向けたIT活用・制度整備・優良事例紹介
→女性・高齢者比率は30%⇒34%へ（2012～2017、推計値）
- (3) 受け入れの必要性（人手不足状況判断）
 - ・ 未充足求人数0.7万人（2017、推計値）
 - ・ 5年後には6.3万人の人手不足見込み
 - ・ 関連職種の有効求人倍率は2.75倍（プラスチック成形、溶接等）
 - ・ 地域毎の人手不足状況が異なることに留意が必要
- (4) 受け入れ見込み数
 - ・ 5年で4700人（上限値）

3 求められる人材の基準

以下の（1）技能試験 + （2）日本語試験の試験に合格した者 または 電気・電子情報関連産業分野の第2号技能実習を修了した者を受入れる

(1) 技能水準（試験区分）

- ・ 電気・電子情報関連産業は、以下の13区分の試験を実施
 - ①機械加工、②金属プレス加工、③工場板金、④めっき、⑤仕上げ、⑥機械保全、⑦電子機器組立て、⑧電気機器組立て、⑨プリント配線板製造、⑩プラスチック成形、⑪塗装、⑫溶接、⑬工業包装
- ※ 各区分の試験内容は、電気・電子情報関連産業、産業機械製造業、素形材産業と共通（製造分野特定技能1号評価試験（仮称）として実施予定）

(2) 日本語能力水準

- ・ 国際交流基金が行う「日本語能力判定テスト（仮称）」または「日本語能力試験（N4以上）」に合格

4 在留資格認定証明書の交付の停止／再開

- (1) 経済産業大臣は、有効求人倍率等の公式統計等の客観的指標を踏まえ、人手不足状況の変化に応じ、運用方針の見直しを検討・発議。受入れ上限を超えることが見込まれる場合は、法務大臣に対し受入れ停止措置を求める。
- (2) 受入れ停止後に、再び人材確保の必要性が生じた場合、経済産業大臣は法務大臣に対し受入れ再開措置を求める。

5 その他制度の運用に関する重要事項

- (1) 外国人が従事する業務（※ 3（1）技能水準と同）
 - ・ ①機械加工、②金属プレス加工、③工場板金、④めっき、⑤仕上げ、⑥機械保全、⑦電子機器組立て、⑧電気機器組立て、⑨プリント配線板製造、⑩プラスチック成形、⑪塗装、⑫溶接、⑬工業包装
- (2) 特定技能所属機関（受入れ企業）に特に課す条件
 - ・ 経済産業省が設置する「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」の構成員になること
 - ・ 協議会が行う資料要求、現地調査等に対し必要な協力を行うこと

(3) 雇用形態

- ・ 直接雇用のみ（派遣形態は認めない）

(4) 治安への影響を踏まえて講じる措置

- ・ 治安上の問題となり得る事項を把握した場合、制度関係機関と共有。深刻な影響が生じる恐れがある場合、制度関係機関とともに、必要な措置を講じる。

(5) 大都市等の特定地域に過度に集中して就労しないための措置

- ・ 取組に地域差が生じないよう、制度趣旨、情報、優良事例を経済産業省が全国周知。地域別・職種別の有効求人倍率等で地方における人手不足を把握し的確に対応

「電気・電子情報関連産業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」に係る運用要領の概要

- 「運用方針」の細目的事項に関する文書（平成30年12月25日 法務省、警察庁、外務省、厚労省、経産省決定）。

第1 電気・電子情報関連産業分野で認められる人材基準に関する事項

1. 技能水準・評価方法等

以下の技能試験＋日本語試験の試験に合格した者 または 電気・電子情報関連産業分野の第2号技能実習を修了した者を受け入れる

（1）技能水準・評価方法

（技能水準）

- ・ 監督者の指示を理解し的確に業務を遂行又は自らの判断により業務を遂行できる者であること／一定の専門性・技能を用いて即戦力として稼働するために必要な知識や経験を有する者であることを認定。

（評価方法（試験の詳細））

- ・ 試験言語：主に現地語を予定
- ・ 実施主体：経産省が選定した民間事業者
- ・ 実施方法：学科 ＋ 実技
- ・ 実施回数：年1回、国外（必要に応じて国内も検討）
 - ※ ベトナム、中国、フィリピン、インドネシア、タイでの実施を予定
- ・ 開始時期：平成31年度内を予定

（2）試験の適正な実施を担保する方法

- ・ ① 試験実施に必要な設備を備え、② 国外複数国で試験実施能力があり、
③ 替え玉受験等の不正受験を防止する措置を講じることができる団体に業務委託することで適正な実施を担保。

（3）国内試験の対象者

- ・ 国外試験が基本であるが、今後、国内で試験を実施することになった場合でも、以下の者は受験資格を認めない
- ① 退学・除籍処分となった留学生、② 失踪した技能実習生
- ③ 特定活動（難民認定申請）で在留する者、④ 技能実習中の実習生

2. 日本語能力水準・評価方法等

電気・電子を含む全14分野が共通して、外務省が行う以下の試験を採用予定

（1）「日本語能力判定テスト（仮称）」

- ・ （独）国際交流基金が2019年秋以降に、国外で実施予定（コンピュータベーストテスト（CBT）、おおむね年6回、9カ国）

（2）日本語能力試験（N4以上）」

- ・ （独）国際交流基金、日本国際教育支援協会が国内外で実施（マークシート、世界80カ国、239地域）

第2 在留資格認定証明書の交付の停止／再開に関する事項

1. 人手不足状況の変化の把握方法

- ・ （1）特定技能外国人の在留者数（3か月に1回法務省→経産省に提供）、
（2）有効求人倍率、（3）未充足求人数、（4）企業等への調査、（5）「製造業外国人材受入れ協議会（仮称）」による状況把握 等

2. 人手不足状況の変化等を踏まえて講じる措置

- ・ 変化が生じた場合、状況を把握・分析した上で、人材確保の必要性を再検討し、運用方針の見直しの検討・発議等の所要の対応を行う。
- ・ 5年間の受入れ見込数（上限）超過が見込まれる場合、法務大臣に受入れ停止を求め。

第3 その他制度の運用に関する重要事項

1. 従事する業務

- ・ 分野別運用方針の3.（1）技能試験に合格 または 電気・電子情報関連産業分野の第2号技能実習を修了することで確認された技能を要する業務
- ・ 当該業務に従事する日本人が通常従事する関連業務（金属プレスの例：材料・製品の運搬、加工品の切削・ばり取り・検査業務等）を付随的に行うことは差し支えない。
- ・ 受入れ企業が行う業務が以下に示す日本標準産業分類に該当していること

28 電子部品・デバイス・電子回路製造業、

29 電気機械器具製造業（ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素材材産業分野に掲げられた対象業種を除く）、

30 情報通信機械器具製造業

2. 従事する業務と技能実習2号移行対象職種との関連性

- ・ 別表のとおり

3. 分野の特性を踏まえて特に講じる措置

（1）製造業外国人材受入れ協議会（仮称）

- ・ 経済産業省が（受入れ企業）や業界団体等で構成される「協議会」を組織。
- ・ 構成員相互の連絡や有効な情報の共有等を行う。

（2）人権侵害等への対応

4. 治安への影響を踏まえて講じる措置（省略）

特定技能人材を受入れるためのポイント（素形材産業分野）

- 以下の要件等を満たして、法務省地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

1 業種

・素形材産業であること

2 待遇

・日本人と同等以上の給与
 ・希望があった場合の休暇取得許可
 ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁（特定技能外国人が負担できない場合）等

3 法令遵守

・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可）等

4 協議会

・経済産業省が組織する「協議会」への加入

外国人側

5 業務

・右表に掲げる業務に従事すること 等

6 技能水準等

・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
 （技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除）等

素形材産業業の範囲 （日本標準産業分類における番号及び名称）

2194	鋳型製造業（中子を含む）
225	鉄素形材製造業
235	非鉄金属素形材製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
245	金属素形材製品製造業
2465	金属熱処理業
2534	工業窯炉製造業
2592	弁・同附属品製造業
2651	鋳造装置製造業
2691	金属用金型・同部分品・附属品製造業
2692	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
2929	その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む）
3295	工業用模型製造業

素形材産業分野の業務区分

鋳造	鍛造	ダイカスト
機械加工	金属プレス加工	工場板金
めっき	アルミニウム	仕上げ
機械検査	機械保全	塗装
溶接		

特定技能人材を受入れるためのポイント（産業機械製造業分野）

● 以下の要件等を満たして、法務省地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

- 1 業種**
 - ・産業機械製造業であること
- 2 待遇**
 - ・日本人と同等以上の給与
 - ・希望があった場合の休暇取得許可
 - ・雇用契約終了時の帰国費用の支弁（特定技能外国人が負担できない場合）等
- 3 法令遵守**
 - ・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
 - ・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
 - ・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可）等
- 4 協議会**
 - ・経済産業省が組織する「協議会」への加入



2422	機械刃物製造業
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
25	はん用機械器具製造業 (2591消火器具・消火装置製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く)
26	生産用機械器具製造業 (素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く)
270	業務用機械器具製造業において管理、補助的経済活動を行う事業所
271	事務用機械器具製造業
272	サービス用・娯楽用機械器具製造業
273	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業
275	光学機械器具・レンズ製造業

外国人側

- 5 業務**
 - ・右表に掲げる業務に従事すること 等
- 6 技能水準等**
 - ・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
(技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除) 等



鋳造	工場板金	電気機器組立て
鍛造	めっき	プリント配線板製造
ダイカスト	仕上げ	プラスチック成形
機械加工	機械検査	塗装
金属プレス加工	機械保全	溶接
鉄工	電子機器組立て	工業包装

特定技能人材を受入れるためのポイント（電気・電子情報関連産業分野）

● 以下の要件等を満たして、法務省地方出入国在留管理局へ申請が必要。

受入企業側

- 1 業種** ・電気・電子情報関連産業であること
- 2 待遇** ・日本人と同等以上の給与
・希望があった場合の休暇取得許可
・雇用契約終了時の帰国費用の支弁（特定技能外国人が負担できない場合） 等
- 3 法令遵守** ・労働、社保、租税ほか関係法令遵守
・非自発的離職や行方不明を発生させていないこと
・支援体制の整備（登録支援機関へ委託も可） 等
- 4 協議会** ・経済産業省が組織する「協議会」への加入



電気・電子情報関連産業分野 (日本標準産業分類における番号及び名称)	
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業 (ただし、2922 内燃機関電装品製造業及び素形材産業分野に掲げられた対象業種を除く)
30	情報通信機械器具製造業

外国人側

- 5 業務** ・右表に掲げる業務に従事すること 等
- 6 技能水準等** ・日本語試験及び当該業務区分の技能試験の合格者であること
(技能実習2号修了者は、その修得した技能と関連性が認められる業務区分の試験及び日本語試験が免除) 等



電気・電子情報関連産業分野の業務区分		
機械加工	機械保全	塗装
金属プレス加工	電子機器組立て	溶接
工場板金	電気機器組立て	工業包装
めっき	プリント配線版製造	
仕上げ	プラスチック成形	